

第 4 5 号議案

長岡京市空き家等対策の推進に関する条例の一部改正について

長岡京市空き家等対策の推進に関する条例（平成 3 0 年長岡京市条例第 2 3 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 6 月 7 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 5 0 号）の施行に伴い、特定空き家等及び管理不全空き家等の定義と措置を変更するため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市空き家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

長岡京市空き家等対策の推進に関する条例（平成30年長岡京市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 【略】 (2) <u>特定空き家等</u> 次のいずれかに該当する状態にあると認められる空き家等をいう。 ア <u>そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態</u> イ <u>そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態</u> ウ <u>適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態</u> エ <u>その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態</u> (3) <u>管理不全空き家等</u> <u>適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空き家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空き家等をいう。</u> 【削る】 【削る】 【削る】	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 【略】 (2) <u>特定空家等</u> <u>法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。</u> 【加える】 【加える】 【加える】 【加える】 (3) <u>管理不全空き家等</u> <u>次のいずれかに該当する空き家等であって、周辺の生活環境に影響を及ぼすおそれがある状態のもの（特定空家等を除く。）をいう。</u> ア <u>立木の枝葉又は雑草が隣地又は道路上にはみ出している空き家等</u> イ <u>立木又は雑草が繁茂している空き家等</u> ウ <u>外壁、屋根その他の建築材の一部が剥落し、又は破損している空き家等</u>

改正後	改正前
【削る】	エ <u>不特定の者が容易に侵入すること を防止できず、犯罪行為を誘発する おそれがある空き家等</u>
【削る】	オ <u>猫、蜂、蚊その他の動物による影 響又は悪臭が発生している空き家等</u>
【削る】	カ <u>廃棄物が放置されている空き家等</u>
【削る】	キ <u>その他市長が周辺の生活環境に影 響を及ぼすおそれがあると認める空 き家等</u>
(4)～(7) 【略】 (基本理念)	(4)～(7) 【略】 (基本理念)
第3条 【略】	第3条 【略】
2 【略】	2 【略】
3 空き家等の適切な管理は、 <u>特定空き家 等及び管理不全空き家等</u> が市民の良好な 生活環境並びに安全及び安心に影響を及 ぼす重大な問題であることを所有者等が 認識し、行わなければならない。	3 空き家等の適切な管理は、 <u>特定空家等 及び管理不全空き家等</u> が市民の良好な生 活環境並びに安全及び安心に影響を及ぼ す重大な問題であることを所有者等が認 識し、行わなければならない。
4 【略】 (市民の役割)	4 【略】 (市民の役割)
第6条 【略】	第6条 【略】
2 市民は、 <u>特定空き家等</u> 又は管理不全空 き家等があると認めるときは、市にその 情報を提供するよう努めるものとする。 (<u>特定空き家等</u> の認定)	2 市民は、 <u>特定空家等</u> 又は管理不全空 家等があると認めるときは、市にその情 報を提供するよう努めるものとする。 (<u>特定空家等</u> の認定)
第9条 市長は、空き家等が <u>特定空き家等</u> であると認めるときは、当該空き家等を <u>特定空き家等</u> として認定するものとし る。	第9条 市長は、空き家等が <u>特定空家等</u> で あると認めるときは、当該空き家等を <u>特 定空家等</u> として認定するものとする。
2 【略】 (<u>特定空き家等</u> に対する措置)	2 【略】 (<u>特定空家等</u> に対する措置)
第10条 市長は、 <u>法第22条第2項</u> の規 定による勧告を行おうとするときは、あ	第10条 市長は、 <u>法第14条第2項</u> の規 定による勧告を行おうとするときは、あ

改正後	改正前
らかじめ、当該勧告に係る者に意見を述べる機会を与えなければならない。 2 市長は、<u>法第22条第2項</u>の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わない場合には、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。 3 【略】 4 所有者等（<u>特定空き家等</u>の所有者又は管理者に限る。）は、<u>特定空き家等</u>を周辺の生活環境に影響を及ぼすおそれがない状態に改善したときは、市長にその情報を提供しなければならない。 （情報の利用） 第11条 【略】 2 前項に定めるもののほか、市長は、この条例の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長、<u>空き家等に工作物を設置している者</u>その他の者に対して、所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。 （管理不全空き家等の認定） 第12条 市長は、<u>空き家等が管理不全空き家等であると認めるときは、当該空き家等を管理不全空き家等として認定するものとする。</u> 2 <u>市長は、前項の規定による認定をしようとするときは、第22条に規定する長岡京市空き家等対策審査会の意見を聴かなければならない。</u> （管理不全空き家等に対する措置） 第12条の2 市長は、<u>法第13条第2項</u>	らかじめ、当該勧告に係る者に意見を述べる機会を与えなければならない。 2 市長は、<u>法第14条第2項</u>の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わない場合には、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。 3 【略】 4 所有者等（<u>特定空き家等</u>の所有者又は管理者に限る。）は、<u>特定空き家等</u>を周辺の生活環境に影響を及ぼすおそれがない状態に改善したときは、市長にその情報を提供しなければならない。 （情報の利用） 第11条 【略】 2 前項に定めるもののほか、市長は、この条例の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。 【加える】 （管理不全空き家等に対する措置） 第12条 市長は、<u>所有者等（管理不全空</u>

改正後	改正前
<u>の規定による勧告を行おうとするときは、あらかじめ、当該勧告に係る者に意見を述べる機会を与えなければならない。</u> 【削る】 2 市長は、<u>法第13条第2項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わない場合には、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。</u> 3 【略 項の繰上げ】 4 <u>所有者等（管理不全空き家等の所有者又は管理者に限る。）は、管理不全空き家等を周辺の生活環境に影響を及ぼすおそれがない状態に改善したときは、市長にその情報を提供しなければならない。</u> <u>（長屋建ての一部空き住戸の特定空き家等又は管理不全空き家等に対する措置）</u> <u>第12条の3 法第9条第2項、法第22条第1項から第8項まで及び第13項から第15項まで並びに条例第10条の規定は、特定空き家等（法第2条第2項に規定するものを除く。）について準用す</u>	<u>き家等の所有者又は管理者に限る。第5項において同じ。）に対し、当該管理不全空き家等に関し、立木の伐採、雑草の除去その他周辺の生活環境に影響を及ぼすおそれがある状態を改善するために必要な措置を講ずるよう助言又は指導をすることができる。</u> 2 市長は、前項の助言又は指導をした場合において、<u>なお当該管理不全空き家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期間を付けて、立木の伐採、雑草の除去その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</u> 3 市長は、<u>前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わない場合には、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。</u> 4 【略】 5 <u>所有者等は、管理不全空き家等を周辺の生活環境に影響を及ぼすおそれがない状態に改善したときは、市長にその情報を提供しなければならない。</u> 【加える】

改正後	改正前
<u>る。この場合において、法第２２条第１５項中「行政手続法（平成５年法律第８８号）」とあるのは「長岡京市行政手続条例（平成８年長岡京市条例第２５号）」と読み替えるものとする。</u> ２ <u>法第１３条及び条例第１２条の２の規定は、管理不全空き家等（法第１３条第１項に規定するものを除く。）について準用する。</u> （緊急安全措置） 第１３条 市長は、<u>特定空き家等</u>又は管理不全空き家等の状態に起因して、人の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるとき<u>（法第２２条第１１項の規定による措置を行うときを除く。）</u>は、所有者等（<u>特定空き家等</u>又は管理不全空き家等の所有者又は管理者に限る。以下この条において同じ。）の負担において、その危険を防止するための必要最小限の措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。 ２ 市長は、前項の措置を行ったときは、当該<u>特定空き家等</u>又は管理不全空き家等の所在地及び当該措置の内容を当該所有者等に通知（当該所有者等を確認することができない場合にあっては、公告）しなければならない。 ３ 市長は、第１項の規定の措置に必要な限度において、その命じた者又はその委任した者に、当該<u>特定空き家等</u>又は管理不全空き家等の敷地に立ち入らせることができる。	（緊急安全措置） 第１３条 市長は、<u>特定空家等</u>又は管理不全空き家等の状態に起因して、人の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、所有者等（<u>特定空家等</u>又は管理不全空き家等の所有者又は管理者に限る。以下この条において同じ。）の負担において、その危険を防止するための必要最小限の措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。 ２ 市長は、前項の措置を行ったときは、当該<u>特定空家等</u>又は管理不全空き家等の所在地及び当該措置の内容を当該所有者等に通知（当該所有者等を確認することができない場合にあっては、公告）しなければならない。 ３ 市長は、第１項の規定の措置に必要な限度において、その命じた者又はその委任した者に、当該<u>特定空家等</u>又は管理不全空き家等の敷地に立ち入らせることができる。

改正後	改正前
4 前項の規定により当該<u>特定空き家等</u>又は管理不全空き家等の敷地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 (所掌事務) 第15条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。 (1) 空き家等対策計画（<u>法第7条第1項</u>に規定する空家等対策計画をいう。）の作成及び変更並びに実施に関すること。 (2) 【略】 (3) <u>特定空き家等に対する勧告、命令に関すること。</u> (4) <u>法第22条第9項から第11項の規定による代執行に関すること。</u> (5) <u>管理不全空き家等に対する勧告に関すること。</u> (6) 【略 号の繰下げ】 (長岡京市空き家等対策審査会の設置) 第22条 本市の<u>特定空き家等</u>及び管理不全空き家等の対策を適切に実施するため、長岡京市空き家等対策審査会（以下「審査会」という。）を置く。 (所掌事務) 第23条 審査会は、次に掲げる事項を審議する。 (1) <u>特定空き家等</u>の認定に関すること。 (2) <u>特定空き家等に対する助言又は指導</u>	4 前項の規定により当該<u>特定空家等</u>又は管理不全空き家等の敷地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 (所掌事務) 第15条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。 (1) 空き家等対策計画（<u>法第6条第1項</u>に規定する空家等対策計画をいう。）の作成及び変更並びに実施に関すること。 (2) 【略】 (3) <u>法第14条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令並びに同条第9項及び第10項の規定による代執行に関すること。</u> 【加える】 【加える】 (4) 【略】 (長岡京市空き家等対策審査会の設置) 第22条 本市の<u>特定空家等</u>及び管理不全空き家等の対策を適切に実施するため、長岡京市空き家等対策審査会（以下「審査会」という。）を置く。 (所掌事務) 第23条 審査会は、次に掲げる事項を審議する。 (1) <u>特定空家等</u>の認定に関すること。 (2) <u>法第14条第1項の助言又は指導に</u>

改正後	改正前
に關すること。 (3) <u>管理不全空き家等の認定に關すること。</u> (4) <u>管理不全空き家等に対する指導に關すること。</u>	關すること。 【加える】 (3) <u>管理不全空き家等に対する措置に關し、市長が必要と認めること。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。